

令和2年第5回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

(その1)

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
58	2. 8. 4	高齢者や車椅子利用者でも回遊できる生田緑地の遊歩道整備を求める陳情	多摩区 在住者	<p>生田緑地のばら苑などを含むエリアと、日本民家園や岡本太郎美術館などを含むエリアを行き来するには、現在、勾配のきつい坂道を上り下りする上、かなり遠回りしなければアクセスできません。</p> <p>高齢者や車椅子利用者でも両者を行き来できるよう、2つのエリアの結節点である都市計画道路「向ヶ丘遊園駅菅生線」おし沼北交差点付近につり橋などのこ線橋を設置し、周辺の遊歩道を一部ループ橋などの手法も用いるなど、バリアフリー化してください。</p>	まちづくり委員会
59	2. 8. 21	PCR検査を川崎市で実施してほしい陳情	宮前区 在住者	<p>新型コロナウイルスの感染拡大も止まりません。国が手をこまねいてPCR検査を積極的に行っていない現状で、自治体独自で無料でPCR検査を実施していただけないでしょうか。川崎市民を新型コロナウイルスから命を守るためには、是非必要になってきています。</p> <p>「誰でも いつでも 何度でも」検査できる「世田谷モデル」の検査拡大システムをまねしろとまでは言いませんが、少なくとも60歳・65歳以上の高齢者を対象に、無料でPCR検査をする体制を実施してください。</p>	健康福祉委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
61	2. 8. 31	「別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書の提出」を求める陳情	中原区 在住者	<p>我が国は、平成24年に民法が改正され、同法第766条で子の養育費と別居する親子の交流について明記されました。</p> <p>しかし、現在のような面会交流の取決め状況と頻度では、親子のきずなを保つことは非常に困難であり、子どもの親に会いたい気持ちが抑制され、十分な愛情を受け取ることができません。</p> <p>子どもたちの健やかなる心の成長のためにも、数多くの目で見守るためにも、別居、離婚後の面会交流について具体的な根拠と指標を設け、頻繁で継続的な面会交流の法整備を求める意見書を、国に提出してください。</p>	文教委員会
62	2. 9. 3	羽田新飛行ルートに関する陳情	川崎区 在住者	<p>市議会として、次の項目を踏まえ、新飛行ルートの飛行を中止するように、国に意見書を提出するなど、強く求めてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地元に足を運び、子どもも含めた地元住民の声を聞いてください。その上で、南風時の現状も調査してください。 2 保育園・幼稚園・学校関係者、また、小児科医などの専門家を含む意見を聞いてください。 3 「川崎市子どもの権利条例」に照らして、新飛行ルートは相反しているか否か審議してください。その上で、結論を出してください。 	まちづくり委員会